

國學院大學學術情報リポジトリ

京浜工業地帯における浴場業の展開：
昭和戦前期の横浜市鶴見区を事例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 律人, Yoshida, Ritsuto メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000510

京浜工業地帯における浴場業の展開

— 昭和戦前期の横浜市鶴見区を事例として —

吉田 律人

はじめに

昭和戦前期、関東大震災を契機とする郊外部への人口移動は京浜間の都市化を進展させていった。特に埋め立て事業の進む東京湾西岸部では、京浜工業地帯の形成とともに、労働者とその家族が周辺部で暮らすようになった。当然ながら、人口の増加は日常生活に関する様々な需要を生み、それに応える事業者の進出を促していった。都市生活者に入浴の機会を提供する銭湯、すなわち「浴場業」もその一つであった。

かつて筆者は統計や新聞、法令等の分析から近代横浜の浴場史を俯瞰し、京浜工業地帯の形成される昭和戦前期に浴場数が急増する点を指摘した^①。しかしながら、紙幅の関係上、当該期の浴場業について踏み込んだ分析を行うことはできず、また、地域的な特徴に関しても十分な検討を加えることはできなかった。一方、浴場史については、通史的な『公衆浴場史』のほか^②、一九七〇年代に発表された近世期の湯屋研究があるものの^③、近代以降は浴場建築に関する研究が中心で、歴史学の方法に基づく実証的な分析はほとんどなされていない^④。近年、川端美季が公設浴場を中心とする公衆浴場運動の体系化を試みた

が、民間の浴場業については検討の余地を残している⁽⁵⁾。おそらく研究が停滞する背景には、震災や戦災に起因する史料的な制約があったと推察できる⁽⁶⁾。

だが、近代都市史における浴場業の位置づけを行う上でも、そうした空白部分を明らかにする必要がある。特に敗戦以前で最も浴場数の多かった昭和戦前期、京浜間の都市化が進むなか、浴場業はどのような課題を抱えていたのか、この点の解明は近代以降の浴場史を体系化するだけでなく、京浜地域の都市形成史を考察する上でも意義があろう。そこで本稿では、日中戦争以降の戦時体制を射程に入れつつ、横浜市鶴見区を対象に、都市史研究の文脈から当該期の浴場業を分析する。

ここで分析対象とする鶴見区は、横浜市の東端に位置し、西は神奈川区、東は川崎市川崎区と隣接、東京都大田区へと続く京浜工業地帯の一角を占めている。その中核となる旧鶴見町は橋樹郡生見尾村の町制施行によって一九二一（大正一〇）年四月に誕生、続いて一九二五年四月に潮田町と合併した後、一九二七年四月に横浜市へ編入されると、一〇月一日に旧旭村を加えた鶴見区が誕生した⁽⁷⁾。同年末の現住人口は六万二四四六人だったが、一〇年後の一九三七年末には、一二万七六〇〇人と二倍に膨れ上がった⁽⁸⁾。重要なのは、この地域に公衆浴場が密

集している点である。つまり、鶴見区は工業地帯と浴場業が繋がった典型的な地域であり、その分析から指標となるべき類型を提示できると考える。

具体的な検証作業では、主に浴場業者の活動に注目しつつ、統計や法令、新聞などを踏まえながら、鶴見区における浴場業の展開を検証していく。従来と比べ、近年のデジタルアーカイブズの普及によって過去の新聞や雑誌、また、公文書等へのアクセスは容易になっている。それらを活用することで、空白部分を明らかにできると考える。なお、史料の引用にあたっては、原則として漢字を新字体に改めたほか、読み易さを考慮してカタカナをひらがなに修正、適宜、句読点も付した。

一、警察統計と浴場数の推移

公衆浴場法制定以前⁽⁹⁾、浴場業は各道府県警察の管轄下にあり、神奈川県の場合は、一九一四（大正三）年三月六日制定の湯屋営業規則に基づき、神奈川県警察部が監督官庁となっていた⁽¹⁰⁾。同規則第一条には、「浴場を建設し湯屋営業を為さむとする者は右の事項を具し所轄警察官署に出席許可を受くべし。其改築、増築、修繕、変更を為さむするとき亦同じ」と、浴場業と警

察との関係が定められたほか、第五条三項には、「所轄警察官署に於て公益上必要と認むるときは入浴料の変更を命ずることあるべし」と、入浴料に関する警察の介入も規定されていた。つまり、浴場業者は常に警察の存在を意識しなければならず、警察署の管轄区域ごとに組合を組織して交渉にあたった。また、入浴料を中心に、同業者間の統制も図っていた。

そうした関係ゆえ、『神奈川県統計書』の「警察統計」には、警察署単位の浴場数が掲載されている。【表】に示すように、鶴見区域の浴場数が確認できるのは、一九二一年以降である。これは同年五月に神奈川警察署から鶴見警察分署が独立したためで、同分署は鶴見町、旭村、町田村を管轄区域としていた。その後、鶴見分署は警察署に昇格、鶴見町が横浜市に編入された一九二七（昭和二）年の段階で鶴見区全体を管轄区域とした。¹³一九二〇年段階の神奈川警察署管内の浴場数は七八軒、翌二一年は神奈川六二軒、鶴見二八軒で、合計九〇軒だった。二〇年段階の鶴見の浴場数はわからないが、二一年の割合（神奈川約三分の二、鶴見約三分の一）を考えると、凡そ二五軒程度だったと推察できる。伊勢佐木、戸部、加賀町、寿、山手本町など、横浜都心部の浴場は一九二三年九月の関東大震災によって壊滅的な打撃を受けるが、神奈川、鶴見警察署管内は被

害を免れ、順調に数を伸ばしていった。この状況は隣接する橘樹郡川崎町も同様であった（【表】参照）。

昭和期に入っても浴場の増加は続き、一九三〇（昭和五）年以降は七〇軒を前後するようになる。ちょうどこの時期は鶴見地先の工業地帯化と重なっている。¹⁴横浜の実業雑誌である『大横浜』は、一九二六年の二月号を「隣接町村紹介号」とし、発展する鶴見の現況を紹介、「今から十数年前は殆んど衰微のドン底に陥り、何等かの発展策を講じなければならなかった」としつつ、「若しそれ潮田の如きに至っては浅野造船所、旭硝子製造所の設立せられるまでは一寒魚村として、存在するに過ぎなかつたのである」と、かつての状況を回想している。¹⁵それを踏まえた上で、「然るに今日の発展振りは怎うである。誠に鶴見潮田を界する潮見橋上に立つて四望すると、堂々たる大工場は埋立地方面に睨み合ひ、西の方山手方面には住宅、棟を列べ、約五万の人口を包容し、工産品一ヶ年約二千五百万円以上に達し、京浜間において最高速度を以て発展する地域と瞩目せらるゝやうになり」と発展する地域の様子を解説する。そうしたなか、鶴見の浴場数が七〇軒前後で安定したことは、需給が均衡点に達したことを意味した。また、一九二四年四月一四日の「湯屋営業取締に関する件」（外警保収第一六四号）に基

【表】横浜・川崎市域における浴場数の推移

警察署	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年
伊勢佐木	52	50	53	49	52	68	0	51	61	62	66	56
戸部	73	72	73	73	68	73	24	54	62	64	66	69
加賀町	10	11	11	23	23	22	5	12	13	14	14	13
寿	66	67	65	62	62	73	12	64	68	60	66	60
日下（大岡）	10	12	12	11	11	12	11	11	11	14	14	26
山手	44	44	44	44	43	44	19	32	40	42	41	39
八幡橋（磯子）							18	16	20	20	20	26
神奈川	94	86	83	64	78	62	58	62	67	72	79	77
鶴見						28	38	41	47	52	61	66
保土ヶ谷							14	14	17	18	21	23
都田（川和）	2	1	2	2	3	2	2	2	0	2	2	2
戸塚	3	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	5
横浜市域合計	354	344	344	329	341	385	203	361	409	424	455	462
川崎	38	46	50	45	42	46	7	53	58	61	65	72
高津	6	3	2	2	2	2	3	5	7	9	9	11
川崎市域合計	44	49	52	47	44	48	10	58	65	70	74	83
神奈川県全域	672	643	530	627	636	758	446	660	689	812	801	815
警察署	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年
伊勢佐木	53	54	53	53	53	53	53	53	53	53	52	52
戸部	69	69	62	63	64	72	63	63	61	70	68	61
加賀町	14	15	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15
寿	63	63	63	63	63	62	63	62	63	63	60	60
日下（大岡）	26	26	25	26	25	25	24	24	25	26	22	22
山手	39	39	39	40	40	43	44	44	41	41	40	37
八幡橋（磯子）	26	27	27	27	27	34	33	33	33	32	32	31
神奈川	81	85	71	87	81	87	87	88	85	78	76	74
鶴見	67	70	70	71	71	70	70	69	70	70	69	69
保土ヶ谷	26	26	26	26	26	27	26	25	24	23	22	22
都田（川和）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
戸塚	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
横浜市域合計	470	480	458	478	472	495	485	483	477	477	462	449
川崎	69	73	75	76	79	80	85	86	86	89	91	91
高津	10	12	11	11	11	6	6	6	6	6	4	4
川崎市域合計	79	85	86	87	90	86	91	92	92	95	95	95
神奈川県全域	827	863	826	866	858	829	858	845	857	852	828	797

※ 1：毎年発行の神奈川県編『神奈川県統計書』（1916年～1940年版、1922年欠）より作成。

※ 2：前後の数値や『横浜市統計書』と比較して、明らかな誤植については修正を加えた。

づく距離制限（隣接浴場の一丁以内は営業不可）も新設浴場の増加を抑制したと考えられる。

当然ながら、この状況は同業者間の競争を生み出した。

一九三二年九月、横浜貿易新報社が鶴見区潮田町の第四隣保館で催した座談会「新興鶴見を語る」において、潮田町「玉之湯」の佐久間藤吉は、鶴見の浴場業界について語っている。^⑤最初に浴場業界と景気との関係について問われた佐久間は、「私などの商売、風呂屋は世間の景気に昔から三年はおくれると云はれてゐます。だから皆さん（座談会出席の他業種経営者―引用者注）が困られるときは左程に感じないわけです」とした上で、「しかし今年は皆さんの景気は多少他所より良好だとしても私の商売はこれが三ヶ年続けば、廃業が必らず続出すると思ひます」と、浴場業の性格を語っている。この時期の日本は、一九三〇年に始まった昭和恐慌から脱しつつあり、他業種経営者は景気の回復を述べているが、佐久間は恐慌の影響が浴場業にもやって来ると予想していた。

続いて「湯屋は綺麗であれば客は喜ぶでせう」という問いに對しては、「え、先づ風呂は綺麗にすることで、そして親切なサービスをすれば多少不景気でも客はいくらでも来ると思ひます」とした上で、「綺麗な風呂なら一軒通り越しても行くといつ

た者ばかりです。だから浴客をより多くまたは維持するには先づ綺麗にすることで、苦しい中を改築したり、新築したりして普請の競争をやるといったわけで資本がかかって仕様がありませんね」と経営の苦勞を述べている。客は常連の浴場よりも整備が行き届いた浴場にむかう傾向にあり、多くの客を確保するには、そうしたニーズに応えなければならなかった。

以上のように、鶴見の浴場数を確認すると、工業地帯の形成と同時にその数を伸ばし、一九三〇年頃に飽和状態となった。人口の流入によつて浴場の需要が生まれ、新しい浴場が次々と開業、主な客層も工業地帯の労働者とその家族だったと推察できる。一方、浴場業者は同業者が増えるなか、自らの生活を維持するため、設備投資に力を注ぎ、多くの客を呼び込む必要があった。要するに、浴場業者は警察と客、さらに同業者の動向に注意を払わなければならなかったのである。

二、北陸地方出身者の進出

よく知られているように、浴場業者には、新潟県を含めた北陸地方出身者が多い。^⑥例えば、横浜市浴場組合連合会の会長として昭和戦前期の業界を先導した富山富男（中区福富町）「越の

湯」は石川県、同じく坪川松五郎（中区高根町「鎌倉館」）は福井県の出身者であった。¹⁹また、横浜市浴場協同組合が二〇一〇（平成二二）年に刊行した五〇周年記念誌に依れば、当時一〇五軒あった浴場中、北陸地方出身者は石川県四六八、新潟県二四人、富山県七人、福井県四人で、全体の約七七パーセントを占めていた。そのことについて鶴見区豊岡町「亀の湯」の経営者は、東京の銭湯の三分の二は新潟県、三分の一は石川県出身者だが、横浜は石川県出身者が多いと語っており、平成期においても北陸地方出身者が大半を占めていた。²⁰この状況がいつ頃から始まったのかは定かではないが、昭和戦前期の構造も同様だったと推察できる。

北陸地方出身者が多い理由は、冬季の関東地方への出稼ぎ習慣や、辛抱強い雪国出身者の性格など、諸説いわれているが、地縁・血縁に基づく人的ネットワークが影響したのは間違いない。²¹この点を民俗学の研究蓄積に学びつつ、整理してみよう。まず都市部の浴場で成功した者が現れると、その者（親分）は勢力を維持・拡大させるため、郷里の農村・漁村から地縁や血縁を頼って若い男女（子分）を呼び寄せる。このうち女性は「女中」として働く一方、男性は「小僧（見習い）」として下足番や燃料集めから始め、釜焚きや流し（利用客の先身・マッサー

ジ）の修行を行うようになる。二、三年経験して技術が上達すると職人である「三助」となり、一人前として認められる。

さらに数年後には運営を取り仕切る「番頭」に昇格、女中を含めた従業員たちを動かすほか、親分は同業者の人脈から嫁を世話するなど、独立にむけた支援を行う。そして晴れて独立すると、最初は親分の影響下にある借家浴場（預り株）から営業を始め、これが成功すると自家浴場（自分株）を購入、さらにそれも成功すると複数の浴場を経営するようになる。こうして新しい親分は自らのグループ（業界用語では「一派」）を拡大させ、「大親分」として業界にその存在を示していくのである。

一方、一人前の職人になると、高い給与を求め、「部屋」と呼ばれる浴場労働請負業者のもとへ移る者も多く、そこで浴場を渡り歩くことが経営者への近道でもあった。請負業者は寄親（親分）として寄子（子分）の三助を多く抱え、得意先の浴場で人手が不足した場合は労働力の提供を行った。この寄親も三助出身で、人的ネットワークを駆使しながら人材を派遣した。²²

例えば、横浜の業界雑誌である『浴場評論』第一号（一九三五年一月）及び『昭和十二年四月現在調 神奈川県浴場組合連合会浴場名簿』を確認すると、昭和一〇年代の横浜市には、荻原直次（神奈川区青木通）、藤岡仁太郎（中区真金町）、島田由作

(中区杉山町)、門勝次(中区千歳町)、齋藤勇吉(鶴見区鶴見町)、鈴木乙松(中区福富町仲通)、上野正一(中区中村町)、宮本市太郎(中区千歳町)、後藤幸次郎(中区鏡谷)などの請負業者が存在、鶴見では齋藤が幅を利かせていたと推察できる。⁽²³⁾また、これらの請負業者も北陸地方出身だったと考えられ、後藤は新潟県中蒲原郡白根町の出身であった。このように北陸地方の農村や漁村から出て来た成功者を起点に、連鎖移動が続き、同郷者が浴場業界に根を張っていった。

そうした点を踏まえて新潟県の西蒲原郡を調査すると、鶴見と新潟との繋がりが見えてくる。浴場業を営む新潟県人のうち、半数以上は同郡の出身者で、郡内の神社や寺院には出郷者の寄進した石造物が確認できる。⁽²⁴⁾例えば、福島(旧中之口村、現・新潟市西蒲区)の諏訪神社には、京浜地域の浴場業者が寄進した鳥居が残っており、記念碑に鶴見区上町で「第一梅の湯」を営む大場運吉と、同下末吉町で「旭湯」を営む原本蔵の名前が刻まれている。一九二九(昭和四)年の東京の浴場名簿を確認すると、大場、原ともに東京で浴場を経営していたが、一九三七年二月段階で大場は鶴見に転居、一九四二年段階で原も鶴見に移ってきた。⁽²⁵⁾福島の地縁に基づき、大場が原を呼んだ可能性も考えられる。また、西蒲原郡の長所(現・燕市)八幡

社には、潮田町で「江戸之湯」を営む高波倉治が寄進した鳥居も確認できる。高波の出郷時期は不明だが、一九二八年段階で神奈川県神奈川町の「港湯」を経営した後、一九三三年段階で「江戸之湯」を経営していた。⁽²⁶⁾関係者への調査に依れば、高波は神奈川県区子安町「第二港湯」の阿部瞬治と同じグループで、阿部もまた西蒲原郡の出身者であった。⁽²⁷⁾

このように浴場業は地縁や血縁に基づく人的ネットワークによつて支えられていた。後述するように、郷里への寄進は石川県でも確認でき、北陸地方から出て来た人々は苦勞を重ねながら独立、地域に根ざす一方、故郷に錦を飾った。そこには、遠く離れた土地で暮らしていても故郷を忘れない、という出郷者の心境が読みとれる。また、浴場業者も工業地帯化と同時に移住してきた人々で、新住民として地域社会の構成員となつていった。

三、浴場業者の営業努力

先の佐久間藤吉の言葉にあるように、多くの客を呼び込むには、サービスを向上させる必要があった。⁽²⁸⁾これを支えたのが浴場関連の各種産業である。浴場名簿等を確認すると、鶴見区に

は、風呂釜やボイラー、煙突を扱う川名寅吉（生麦町）、莫塵を扱う小畑商店（潮田本町）、磨砂・粉石鹼・タイル洗石鹼・煉瓦クレンザー・ブラシ等を扱う鶴見白土商会（生麦町）、入浴石鹼を扱う高田商会（市場町）などがあり、浴場業者の要望に応じ、設備改修や消耗品の納入を行っていた⁽³⁴⁾。また、入浴剤業者として柳瀬忠造商店（潮田町）が存在、福岡市に本社を置く日本カルシウム商会の関東総代理店として、各種入浴剤や湯の花を販売していた。注目すべきは、柳瀬忠造が「澤の湯」を経営していた点である。⁽³⁵⁾ 浴場業者の中には、入浴剤を同業者に提供するなど、多角経営に乗り出す人物もいた。また、サービスを向上させるという点で、風呂の湯に付加価値を付ける手段も有効であった。経営者は試行錯誤を重ねながら独自の湯、「薬湯」を提供していった。これを実践した特徴的な経営者を二人挙げておきたい。

一人は生麦町で「朝日湯」を営んだ江尻福松である。江尻は石川県鹿島郡中島村（現・七尾市中島町）の出身で、同町の蓮浄寺境内には、一九七二（昭和四七）年五月に建てられた江尻の胸像が存在する。⁽³⁶⁾ それによると、江尻は一八九九（明治三二）年一月に生まれ、一五歳となった一九一三（大正二）年に上京、東京の浴場で修行した後、二五歳となる一九二三年に

独立、横浜で浴場経営を始めた。以後、江尻は事業を軌道に乗せ、複数の浴場を経営したほか、能登半島から若い人々を呼び寄せて自らのグループを拡大させていった。また、戦前は鶴見浴場組合の組合長を務めたほか、戦後は神奈川県公衆浴場環境衛生同業組合の初代理事長に就任するなど、業界を先導する人物でもあった。他の成功者と同様に、江尻も郷里の神社や寺院、学校等に多額の寄付を行っている。

興味深いのは、柳瀬と同様に、江尻も入浴剤や湯の花を取り扱っていた点である。『昭和十二年二月現在調 神奈川県浴場組合連合会浴場名簿』には、「江尻製薬所」の広告が掲載されており、「浴剤神龍湯発売以来格別の御引立を蒙り難有御礼申上ます。就きましては今回皆様の御勧めにより製薬所と改め大々的に優良浴剤を製造販売致しました次第、旧に倍し薬湯は「江尻」に是非共御用命被下度併而各位の御繁栄を御祈り申し上げます」と謳っている。江尻は「殺菌力強大にして保温が正に天下無敵、浴剤中の王様」とする神龍湯をはじめ、神授湯、芳香美宝泉、天明湯、立山薬湯、人參実母散薬などを販売していた。広告に「今回皆様の御勧めにより製薬所と改め」とあるように、江尻は浴剤問屋としても成功したのだろう。当然、自らのグループでも入薬剤を用いていたと考えられる。

さて、もう一人は佃野で「大綱温泉」を経営していた福澤徳太郎である。福澤の出身は不明だが、以前は横浜貿易新報社に勤務していた⁽³⁸⁾。そのため政界とのパイプが強く、県議の高橋長治（民政党）や中助松（政友会）を神奈川県浴場組合連合会の顧問に招いたほか、一九三五年一月に業界誌である『浴場評論』を創刊、積極的な情報発信を行っている。この『浴場評論』は一九二二年一月から発行された官報型の『横浜浴場新聞』を雑誌型に改めたもので、読者層の拡大をめざすとともに、「浴場評論」といふ題号をつけたに對しては、別に他意あるわけではないが、強いて言へば社会の組織が益々複雑となるに従ひ、浴場組合の業務も亦之れに應じて困難を伴ふものである。従つて役員の業務執行に對して批評し、又は浴場対社会問題に對して特に大に論評するの意と、言論奨励の抱負とから名付けられたものである」と、言論活動を通じた業界の活性化を図った。第一号には、横浜浴場組合連合会の富山富男が「更正第一号に賤す」を寄せるだけでなく、東京浴場組合の坂下卯三郎も「貴誌再発刊を祝して」を寄稿、さらに神奈川県や横浜市の浴場組合の幹部、赤塚五郎など東京浴場界の重鎮、飯田助夫や加藤順三等の綱島温泉の関係者も発刊を祝うなど、福澤の人脈の広さが窺える。

管見の限り、確認できるのは第一号のみだが、同時代の浴場業界の課題などが窺える。例えば、福澤は「昨年（一九三四年―引用者注）は財界の好転に反し、浴場業の経営難は一層深きものがありました。恐るべき据風呂は益々増加して行き、浴場の建築競争は随所に行はれ、燃料は鱈上りに昂騰した。一般の湯銭節約による浴場の減収は依然たるものであった等々の理由のために多くの浴場は近年稀に見る大減収に悩んだのであります」と、現状を振り返りつつ、その改善策としてサービスの改善を提唱、「現代は「葉湯時代」と謂はれてゐます。葉湯中に浸りて温浴し、不知不識の間に効果を享受し、医治の促進健康保持の目的を完ふして浴客の多大なる好謝を博するものは、実に優良浴剤の効果に因るものであります。故に銭湯の温泉化を理想として時代適應の使命を果す上に於ても葉湯は銭湯の生命とすべき「サービス」であります」と、「葉湯」の提供を推奨した⁽³⁹⁾。

実際、福澤は鶴見川の上流に位置する綱島温泉から汲湯を運び、それを沸かすことで「葉湯」の提供を実践した⁽⁴⁰⁾。『浴場評論』では、「横浜鶴見佃野森永銅像前大綱温泉」の広告として、「鶴見川船で汲湯の佃野なる大綱の湯は、エマナのお湯ぞ、くすしくも妙なるお湯ぞ、世の人のやまひの禍をまのあたりやする

幸は、此里の宝となりて、此お湯連合の絶ゆる時なく世々に栄えん」と宣伝しているほか、「ラヂウム含有量関東第一の内務省検定綱島温泉の御試浴得ますのを念願とし、設備と申しサービスなど何の用意も御座いません、誠に粗末なる浴場（大綱温泉）を開いて居りますから、その御含みで一度御試浴の程を偏に希上ます」と、自らの浴場を紹介している。おそらく屋号の「大綱温泉」の由来は綱島温泉があつた旧橋樹郡大綱村に起因しているのだろう。福澤は地形を活かすことで、「葉湯」を確保していったのである。

以上のように、業界全体が不景気となるなか、それを打開するため、浴場経営者たちはサービスの向上に力を注いでいった。この方策の一つが「葉湯」の導入で、入浴剤の需要が増えるなか、そこに新たな商機を見出す浴場業者も現れた。浴場業者は生き残るため、提供する湯に付加価値を付ける一方、なかには設備投資に力を入れる者もあった。これが同業者間対立の新たな火種となっていくのである。

四、浴場業者の協調と対立

一九三四（昭和九）年三月七日、富山富男は「自分等予て浴

場の向上発展の爲め、全国浴場業者を以て全国都市浴場連合会を組織し、六大都市交互に毎年一回総会を開催罷在候所、本年は当横浜市の年番に付、左記の通り、総会々場として県会議場使用の儀、御許可相成度願上候也」と、神奈川県庁議場の使用を横山助成知事に申請、一五日、議場等の使用許可とともに、利用料金五〇円の支払いが決まった。⁽⁴⁾ 東京浴場組合の赤塚五郎の提唱によつて一九二一（大正一〇）年結成された全国都市浴場連合会は、毎年四月に総会を開催し、浴場業界の課題について代表者たちが議論を交わしていた。⁽⁵⁾ 第一三回となる一九三四年の総会は横浜市浴場組合連合会が中心となつて準備を進めていった。⁽⁶⁾

四月一二日午前九時、幹事会を開いて各組合提出の議案を整理した後、午後二時から議場で総会が始まった。⁽⁷⁾ 冒頭、神奈川県警察部の相川勝六部長、高橋庸彌保安課長が挨拶、続いて富山を議長とした後、東京浴場組合の川村忠三郎の挨拶から審議を始めた。議題の中心は「家庭風呂」「据風呂」「自家風呂」「個人風呂」など、以下、呼称を「家庭風呂」に統一の問題で、「家庭風呂の制止」（小田原組合提議）、「家庭風呂に当局の巡視検査を願ひ課税を付すること」（大分県組合提議）、「公営及び共同浴場は営業者の生活権を脅かすものなれば防止方法を講じ

ること」(名古屋市組合提議)、「接客業者の浴場に営業浴場同様に取締法並に諸設備をなさしむること」(同)などを議論している。その様子を『読売新聞』は、「家庭風呂が流行してきたのでは銭湯経営はとても苦しい、家庭風呂に一軒の家族だけが入浴するならよいが隣近所の人が貰ひ湯をし、衛生上極めて不潔で保健衛生上極めて寒心に堪えない。我々の希望は家庭風呂のみに止まらず今一歩進めて旅館、お茶屋の内風呂も何へか取締って貰ひたい、と頭からお得意の湯気を濛々と立て盛んに熱弁を振るひ拍手の絶へ間がなかった」と報じ、活発な議論が展開された。⁽⁴⁶⁾総会は午後五時に終了、その後、紅葉閣での懇親会をもって散会となった。

ここから明らかなように、この時、業界が直面していたのは家庭風呂の問題であった。一般家庭が自宅に風呂を持つようになったため、浴場業を脅かし始めたのである。『浴場評論』も総会で壇上に立った甲府浴場組合・鷹野啓次郎の演説「家庭風呂の諸考察」を掲載、競合相手となる家庭風呂や公設浴場への警戒を訴えている。⁽⁴⁷⁾そうした業界全体の危機は同業者間の団結を促すと同時に、具体的な政治運動として現れていく。

翌三五年三月、鶴見浴場組合は家庭風呂を「個人主義」と批判しつつ、その排撃を横浜市浴場組合連合会に呼びかけた。こ

れについて『横浜貿易新報』は、「鶴見区内の浴場を打って一丸とする鶴見浴場組合では「最近市民が自宅に風呂を設けて銭湯にやつて来ぬ、何とか方法を講ぜねば死活問題だ」とよりよりその対策を協議中であつたが、近く市中央部の浴場業者八百人と協力、中、高橋両県議同道で県当局に大挙陳情すること、となった。組合側の意向は県当局は今後自宅風呂の設備は許可制度にし、家庭風呂の広さは湯槽の約二倍、それもタイル張りにし風呂は外部から見えぬ所に設置し之等の県令を作製して欲しいといふのであるが、その陳情文には「そもそも日本の混浴制度は古来世界各国の羨んでゐる所であり、家庭風呂の設備は悲しくも個人主義の現はれである。よろしく破壊して……」と歴史から見た銭湯が長々しく書かれてあるが、さて、県当局ではこれをどう裁くかが見物である」と報じている。鶴見浴場組合は中助松や高橋長治を動かしながら、県庁、おそらく監督部門である警察部に働きかけていった。こうした動きがどうなったかは定かではないが、浴場業者は共通の課題に対して結束していた。

その一方で、浴場設備の進歩が同業者間の対立を生み出した。東京では、一九二三(大正一二)年九月の関東大震災以降、タイル張りの浴室が普及、また、昭和期に入ると水道式のカラン

(蛇口)も広まっていた。この波は川崎・横浜方面へも押し寄せ、次第に新設備を導入する浴場が登場、それに伴い、神奈川県も一九三四年三月に湯屋営業規則を改正する^{②9}。従来、浴場の構造を規定する第四条の五号は、「流し場は水液の滲透せざる様、石、煉瓦石、陶器其他の不滲透質又は厚板を以て敷設し、浴用に供したる污水を屋外の下水溝に流下せしむること」だったが、「流し場の床は耐水材料(本令に於て耐水材とは「コンクリート」石、煉瓦、人造石、陶器の類を謂ふ)を以て築造し、排水溝は完全なる暗渠と為し污水を屋外に流出せしむること」と変更、コンクリートが加わると同時に、木製の「厚板」は削除された。また、六号は「流し場には耐水材料を以て築造せる水槽、湯槽の外、相当数の水栓、湯栓を設けること」と変化、旧来の水槽や湯槽を残しつつ、新たに水栓や湯栓が加わった。衛生的にも良好な新設備の導入は法令でも明文化されていたのである。ただし、経済的な負担も大きいため、「既設浴場にして第四条五号以下の構造に適合せざるものに付ては将来改築、再築又は関係部分の大修繕若は増築を為す迄は従前の規定に依ることを得」と猶予期間が設けられた。

そうしたなか、一九三五年五月、鶴見区鶴見町「宮の湯」は法令改正に基づき、浴室にタイルを導入したほか、新たに湯栓

五個、水栓三個を設けた。この状況に新設備を好む客は「宮の湯」に集中、それに慌てた福澤徳太郎ほか、周辺の浴場業者一人は山手五ヶ町湯屋組合を結成して「宮の湯」と交渉する事態となった。『横浜貿易新報』の報道によれば、「膝詰談判で湯栓三個、水栓二個に減少させ、もし違約したら三百円の罰金を取ると契約して下った」という^{③0}。それに対して鶴見警察署は、福澤を呼び出して契約を破棄させたほか、福澤たちにも湯屋営業規則に基づき、タイルやカランを導入するよう求めた。警察は新設備導入を推奨する一方、経済的な負担から一部の経営者はそれを躊躇、しかし、その場合は客を他の浴場に奪われていった。入浴料金は法令等によって一律に決まっていたため、収益を上げるには、多くの客を呼び込むことが重要で、資本力のある浴場とない浴場との間で差が生じ始めていた。

このように昭和戦前期の浴場は業界の内外で課題を抱えていたのである。既述のように、鶴見区では、人口の増加とともに浴場数も増えていったが、競争は不況に喘ぐ浴場業者を疲弊させていった。また、新設備導入は組合の結束を崩し、同業者間の内紛を引き起こした。一方、家庭風呂の増加によって浴場の生存が脅かされると、鶴見浴場組合は結束してその反対運動を先導していく。加えて一九三七年二月二五日、鶴見区の人口

が一万人を突破したことを報じる『横浜貿易新報』は、浴場数が七〇軒から六九軒に減少したことに着目、「ここで奇異の感を抱かせるのは料理店と湯屋の減少で、工場街鶴見は大きな料理店なんかより特種飲食店を欲求してゐることをこの数字が完全に物語つてゐる」と指摘している。⁽⁵¹⁾ 発展を続ける鶴見は新たな段階に入りつつあり、飽和状態にあつた浴場業者にもそれへの対応が求められていった。

五、戦時体制下の浴場業

一九三一（昭和六）年九月の満州事変以降、中国大陆における日本の勢力は急速に拡大、満州に軍事拠点を形成していった。徴兵制に基づき、男性に兵役の義務が課せられるなか、浴場業者も兵士として中国大陆に派遣された。例えば、鶴見駅前「仲の湯」の経営者、鶴見浴場組合の会計を務めた安西喜一郎の長男・鏗爾もその一人で、習志野の騎兵連隊に属しつつ、満州で勤務していた。それについて『浴場評論』は、「毎年一月といふ月は、新兵の入営で勇ましい月だ。その入営者の中で特に浴場の子弟から幾多の美談が生れるのは誠に心嬉しい次第である。我が安西鏗爾君の入営についても感すべき美談がある」と、

父を想いつつ活躍する鏗爾を紹介、「即ち浴場出身の安西鏗爾君は、何れの方面に於て如何なる任務に就いても必ず成功する珍しい模範青年である」と讃えている。⁽⁵²⁾

さらに一九三七年七月、盧溝橋事件を契機に日中戦争が勃発すると、若い経営者や従業員は次々と出征、例えば、潮田町「江戸之湯」の高波倉治も鶴見浴場組合の仲間に見送られながら戦地に赴いている。⁽⁵³⁾ 一方、戦争に伴う労働力不足は次第に浴場業にも影響を及ぼしていった。そうしたなか、横浜市浴場組合連合会の坪川松五郎は、七月三十一日に神奈川県警察部保安課の鈴木俊夫警部と面会、大人の入浴料を一銭値上げして六銭とする方向で交渉を始めた。その理由について『横浜貿易新報』は、六大都市の浴場を調査した結果、横浜の競争が最も激しく、物価も高騰していると浴場業の苦境を報じ、「さて市民のオアシスの値上は如何に時勢の流れとは云へ痛手な事である」と、推移を見守っている。⁽⁵⁴⁾ 続いて伊勢佐木浴場組合も入浴料の値上げを警察に申請、その背景には、石炭や人件費の高騰に加え、家庭風呂の普及による客の減少があつた。⁽⁵⁵⁾ 浴場業者は利用客からの批判を覚悟しながらも入浴料の値上を警察に求め、それを実

現していったのである。
しかしながら、戦争の泥沼化は浴場の経営をさらに圧迫して

いった。一九三八年二月三日、保安課は石炭の消費節約を進めるため、各浴場に注意書きを発送、自主的な対応を求めた。保安課が問題視したのは、時間に関する取締制限がない点で、『横浜貿易新報』は「朝は早きは六時頃から遅きは八、九時頃から又閉業時間も早きは十二時頃、遅きは午前二、三時頃までと云ふ。営業時間がまちまちであるのをこの際業者がお互に入浴時間を短縮、又は石炭の使用量方法についても相当考慮して出来るだけ石炭の消費節約をやって欲しいと云ふのであるが、若しこの注意に依って実施されない場合は県当局としては断乎営業時間の制限を実施する意向である」と、保安課の考えを伝えた。⁽³⁶⁾この石炭統制は浴場業を直撃、浴場業者は代替燃料に大鋸屑や製材屑板を求めたが、それらも次第に高騰、後に暴利を貪った材木業者が警察に検挙されている。⁽³⁷⁾戦時体制が浴場業に制限を加えるなか、そこに商機を見出す人々もいたのである。

同時期の浴場組合の動きについて『横浜貿易新報』の山本和久三は、「銭湯の値上が業者間に考慮されてゐるといふことである。それは物の高い昨今六銭の湯銭ではやり切れぬからであるさうな。最近業界の幹部といふやうな連中が集会をして色々と相談した結果、十銭に値上をしようではないかと話し合つたといふのがそれだ」と述べ、「湯銭が値上されることは庶民階

級にとつて小さな問題ではない。家庭に風呂を持つことの出来ぬ、生活程度の低い人々の唯一の慰安場である銭湯が、俄に三銭も四銭も高くなるのは、彼等の日常経済を脅かすこと夥しいものがあるからである」と批判している。その上で、「殊に低物価時代を提供する政府の方針もあり、ソロバンがとれぬといふ銭湯業者には気の毒だが、たとひ一銭の値上でも此際余程むづかしい問題ではないかと思ふ」と結論付けている。だが、【表】の一九三八年以降の数値が示すように、浴場の廃業が相次ぐと、神奈川県警察部は内務省の指示で方針を転換していく。

警察は浴場業者に営業時間の短縮、洗桶や「カーン」の制限、「薬湯」の廃止、燃料の共同購入など自主的な改善策を求め、また、浴場業者も客に対するポスターを掲示、上り湯の節約や入浴時間の短縮を求めたが、ほとんど反応はなかった。浴場の自主的な努力はすでに限界に達しており、警察側もそうした状況を理解していた。その結果、一九四〇年二月二日、入浴料の値上が決定、経営難に直面している伊勢佐木、磯子、保土ヶ谷、寿警察署管内の浴場は大人七銭、中人（二四歳以下）五銭、小人（六歳以下）四銭、それら以外は小人三銭と定めた。⁽³⁸⁾特徴的なのは、鶴見などの工場地帯の入浴料が低く設定されている点で、横浜都心部と比べ、浴場の需要は高かった。軍需物資を

生産する工業地帯には、多くの労働者が流入、日々の疲れを癒すため、風呂を求めている。

こうした状況は一九四一年一二月の日米開戦によって一層悪化する。一九四三年二月には、浴場組合が①入浴時間は三〇分以内、②洗髪は男女とも禁止、③使用する湯は七杯以内、④顔剃りの禁止などの方針を定めた。これについてある経営者は、「何も好き好んで入浴にまで制限するではないが、兎に角大量の浴客に便宜を与へようとするにはこの時節にこれより術がないのです。一人々々の不自由を偲んでこそ真の決戦体制下ではなひかと思ひます」と、苦しい胸の内を述べている。⁽⁵⁹⁾その後も燃料と労働力の不足は続き、市内の浴場が輪番休業に入った結果、客は開業中の浴場に殺到した。⁽⁶⁰⁾特に鶴見警察署管内の浴場は工業地帯から燃料が得られるため、他地域と比べて経営状態は良く、客はそこへ集中していった。ただし、混雑に起因する様々な問題が生じたため、鶴見警察署は浴場組合と調整、一九四四年二月に輪番休業を止めることになった。⁽⁶¹⁾

以上のように、戦時体制は浴場業にも影響を及ぼしていった。戦争は浴場業の担い手を奪うと同時に、燃料の高騰を招き、入浴料の値上問題を引き起こした。さらに戦線が拡大すると、客の行動にも制限が加えられ、浴場の廃業も相次いだ。そうした

状況で京浜工業地帯の浴場は比較的良好な状態を保っていたのである。しかし、この後、鶴見の浴場も空襲によって大きな被害を受けることになった。

おわりに

一九四五（昭和二〇）年四月四日、一日と川崎・鶴見の工業地帯は米軍による爆撃を受け、さらに五月二九日の横浜大空襲では、市内中心部も焼き払われた。⁽⁶²⁾そうしたなか、敗戦直後の浴場数は六二軒まで減少する。この時期の鶴見区域の浴場数は判然としないが、一九四八年一阶段の営業軒数は二九軒であった。⁽⁶³⁾【表】に示すように、一九三七年の日中戦争開戦時点で七〇軒あった点を考えれば、凡そ五分の二まで減少している。京浜地域の浴場業は戦災によって大きな被害を受けたのである。

このように昭和戦前期の鶴見の浴場業を俯瞰すると、三つの段階に分けることができる。すなわち、第一は急速に数を伸ばしていく一九二九年までの段階で、京浜工業地帯の形成とともに浴場数は増加、北陸地方出身者の進出を促したほか、浴場業を支える各種産業を形成していった。第二は浴場数が七〇軒前後で安定する一九三〇年から一九三七年までの段階で、鶴見の

浴場数は飽和状態となった。この時期、浴場業者は「葉湯」の導入に力を注いだほか、新設備を導入した浴場に対し、集団で圧力をかけるなど、競争を激化させていった。一方、浴場業を脅かす家庭風呂が普及し始めると、鶴見浴場組合は団結、政治家を動かしながら抵抗していく。業界の内側と外側の両方で課題を抱えていた様子が窺える。そして第三は日中戦争勃発後の時期である。【表】のように、他の地域の浴場が減少するなか、鶴見の浴場数は七〇軒前後を維持、統計がなかったため、一九四〇年以降の数は判然としないが、大幅な減少はなかったと考えられる^⑥。しかし、工業地帯が爆撃目標となるなか、鶴見の浴場は次々と焼失していったのである。

これから京浜工業地帯の浴場業の特徴を考えると、工場労働者などの移住者と地域の浴場が密接に関係していたことがわかる。人口増加と連動する形で浴場の数も増えていき、浴場業者は同業者との競争に勝つため、サービスを向上させていった。また、戦時体制下においては、軍事的な要求とともに、工業地帯に労働者が集まり、疲れを癒す浴場の需要は高まった。幸い、工業地帯の浴場は工場から廃材等の燃料を得ることができたため、警察による規制はあったものの、浴場業の経営は安定していた。横浜都心部の浴場と比べ、経営者にとっても、また、利

用者にとっても、工業地帯の浴場は良好な状態だった。こうした現象は工場を抱える東京湾西岸部の各地域でも見られたと考えられる。

さて、鶴見の浴場は、物資が不足した戦災直後の混乱期を経て、戦災復興に入ると再び営業軒数を伸ばしていく。戦前の経営者である高波倉治や江尻福松も再び浴場業を始め、地域の発展とともに、勢力を拡大させていった。そうしたなか、新たな世代も北陸地方の農村や漁村から果立ち、京浜地域の浴場業は高度経済成長期を迎えることになる。こうした動きについては、戦後史の流れを踏まえつつ、改めて別稿で論じていきたい。

注

- (1) 横浜浴場史の概説は拙稿「横浜市における一般公衆浴場数の変遷―関東大震災からバブル経済期まで―」（『横浜市史資料室紀要』第三号、二〇一三年三月）及び横浜開港資料館・横浜市歴史博物館編『銭湯と横浜』（公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団、二〇一八年）を参照。
- (2) 全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会編『公衆浴場史』（全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会、一九七二年）。
- (3) 例えば、武田勝蔵『風呂と湯の話』（塙書房、一九六七年）、中野栄三『銭湯の歴史』（雄山閣、一九七〇年）、神保五弥『浮世風呂―江戸の銭湯』（毎日新聞社、一九七七年）、花咲一男『江戸入浴百姿』（三樹

- 書房、一九七八年）など。
- (4) 入浴文化や浴場建築については町田忍『銭湯——浮世の垢』も落とす庶民の社交場』（ミネルヴァ書房、二〇一六年）を参照。
- (5) 川端美季『近代日本の公衆浴場運動』（法政大学出版局、二〇一六年）。史料的な制約は武田勝蔵が前掲『公衆浴場史』の編集後記で詳しく述べている。
- (6) 鶴見区の変遷は鶴見区史編集委員会編『鶴見区史』（鶴見区史刊行委員会、一九八二年）を参照。
- (7) 「現住戸口各町別」（昭和二年刊行、横浜市第二十二回統計書）横浜市役所、一九二九年、一六〇—一九頁。調査は一九二七年—二月三一日現在。
- (8) 「人口静態総覧」（昭和十四年刊行 横浜市第三十二回統計書）横浜市役所、一九三九年、二二—二三頁。調査は一九三七年—一月一日現在。
- (9) 一九四八年七月二日、法律第一三九号。内容は『官報』一九四八年七月二日を参照。
- (10) 一九一四年三月六日、県令第一六号。以下、神奈川県関係の法令は各年度の『神奈川県公報』を参照。
- (11) 一九二二年五月四日、神奈川県告示第一五八号、一五九号、一六一号。
- (12) 「警察区画」（昭和二年 神奈川県統計書）神奈川県内務部統計課、一九二九年、五六〇—五六一頁。
- (13) 一九一三年八月、鶴見埋立組合による鶴見・川崎地先の埋立事業が始まり、日本鋼管や芝浦製作所、浅野造船などが工業地帯を形成していった。さらに一九二七年六月には、市営による生麦・子安地先の埋立事業も始まり、日本電気工業株式会社や日産自動車株式会社、小倉石油株式会社などが次々と進出、また、鶴見区潮田町の地先においても一九二九年から一九三三年の間に県営の埋立事業が進んだ。そうした京浜工業地帯の形成過程については、横浜市総務局市史編集室編『横
- 浜市史Ⅱ 第一卷（上）』（横浜市、一九九三年）の四四九—五五九頁、「重化学工業化の進展」を参照。
- (14) 「暢び行く鶴見町」（『大横浜』第二卷第二号、一九二六年二月）。
- (15) 「横浜貿易新報」一九三二年九月二日。
- (16) 前掲『銭湯』七八—八二頁。
- (17) 横浜の業界誌である『浴場評論』第一号に依れば、発行された一九三五年一月時点の神奈川県浴場組合連合会及び横浜市浴場組合連合会の会長は富山富男であった。富山の出身は石川県鹿島郡久江村で、同村の久郎比古神社（現・中能登町）には、富山も属する「東京横浜楽心会」が寄進した鳥居が残っている（前掲『銭湯と横浜』五六—五七頁）。
- (18) 「昭和十二年四月現在調 神奈川県浴場組合連合会浴場名簿」（神奈川県浴場組合、一九三七年）に依れば、この時点の県・市組合の会長は坪川松五郎であった。坪川の出身地は判然としないが、『横浜福井県人会会則（福井県人会会員名簿）』（横浜福井県人会、一九四〇年五月）に坪川の名前が確認できる。なお、同名簿に依れば、竹澤清七（中区曙町「七福泉」、上島甚太郎（石崎町「記念湯」、秋田親弘（二葉町「梅乃湯」）なども福井県出身者であった。
- (19) 横浜市浴場協同組合五〇周年記念誌製作実行委員会編『さあ、ヨコハマ銭湯へ行こう！』（横浜市浴場協同組合、二〇一〇年）八二—八五頁。岩本通弥「風呂屋に働く人びと—銭湯の民俗誌的考察—」（山田幸一監修『いま、むかし銭湯』INAX、一九八八年）、谷口貢「都市における同郷者集団の形成と故郷観—新潟県西蒲原地方の出郷者と東京の風呂屋・銭湯の展開—」（松崎憲三編『同郷者集団の民俗学的研究』岩田書院、二〇〇二年）、山口弘「東京の銭湯と同郷の結びつき—新潟県出身者を事例に—」（『民俗学論叢』第二十七号、二〇一二年五月）など。

- (22) 浴場労働者の概要については森山勝太郎「三助物語」(『読売新聞』一九二九年一月六日)に詳しい。後にこれは前田健太郎「東西浴場物語」(『浴場物語』、一九二九年)四四―四八頁に収められており、浴場労働者研究の基礎史料となっている。
- (23) 前掲『浴場評論』広告欄、同『昭和十二年四月現在調 神奈川県浴場組合連合会浴場名簿』広告欄。
- (24) 高橋竹治編『昭和五年現在 最新全国新潟県人会々員名簿』(全国新潟県人会々員名簿発行所、一九三〇年)二六七頁。
- (25) 前掲「都市における同郷者集団の形成と故郷観」。
- (26) 新潟市西蒲区福島一七一〇番地所在。
- (27) 浴場新聞社編『昭和四年三月調査 六大都市府県下浴場名鑑』(浴場新聞社、一九二九年)に依れば、大場連吉は北豊島郡王子町豊島「宝湯」(四四頁)、原本蔵は下谷区金杉町「弁天湯」(七頁)を経営していた。
- (28) 前掲『昭和十二年四月現在調 神奈川県浴場組合連合会浴場名簿』一五頁。
- (29) 『昭和十七年二月現在調 神奈川県浴場組合連合会浴場名簿』(神奈川県浴場組合、一九四二年)一七頁。
- (30) 横浜石炭同業組合事務所編『昭和参年度 横浜川崎市石炭コークス消費高調査』(横浜石炭同業組合事務所、一九二九年)二五四頁、前掲『昭和四年三月調査 六大都市府県下浴場名鑑』九一頁。
- (31) 神奈川県石炭同業組合編『昭和八年度 横浜市川崎市並ニ県下石炭コークス消費高調査』(神奈川県石炭同業組合、一九三四年)六二頁。
- (32) 高波倉治については拙稿「横浜銭湯の大正・昭和史」(『横濱』第三八号、二〇二二年一〇月)を参照。
- (33) 『横浜貿易新報』一九三二年九月二日。
- (34) 前掲『昭和四年三月調査 六大都市府県下浴場名鑑』広告欄、同『浴場評論』広告欄、同『昭和十二年四月現在調 神奈川県浴場組合連合会浴場名簿』(『浴場評論』、同『昭和十二年四月現在調 神奈川県浴場組合連合会浴場名簿』)広告欄など。
- (35) 前掲『昭和十七年二月現在調 神奈川県浴場組合連合会浴場名簿』一七頁。
- (36) 前掲『銭湯と横浜』五七頁。石川県七尾市中島町中島八一五九番地所在。
- (37) 前掲『昭和十二年二月現在調 神奈川県浴場組合連合会浴場名簿』(『浴場評論』)。
- (38) 福澤徳太郎の詳細は拙稿「網島温泉の痕跡―ラヂウム温泉湧出記念碑―」(『横浜開港資料館館報 開港のひろば』第一四〇号、二〇一八年四月)を参照。
- (39) 福澤徳太郎「収入減に処する積極方策」(前掲『浴場評論』)。
- (40) 汲湯温泉については平井誠二「わがまち港北」(『わがまち港北』出版グループ、二〇〇九年)二五三―二五四頁の「網島温泉のお湯商売」を参照。なお、一九三三年三月に建立の「ラヂウム温泉湧出記念碑」(港北区樽町所在)には、「汲湯温泉開拓者」として福澤徳太郎の名前が刻まれている(前掲「網島温泉の痕跡」)。
- (41) 前掲『浴場評論』二四頁、広告欄。
- (42) 「県会議場貸与件伺」、「県会議場使用願」(『自昭和八年至同十年県有財産関係書 内務部庶務課』所収、神奈川県立公文書館所蔵、請求番号…県各課一―四一四)。
- (43) 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会五〇周年記念事業実行委員会編『全浴連五〇年来し方から展望』(全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会、二〇〇八年)六四頁。なお、前年の第二二回総会は名古屋、翌年の第一四総会は東京市で開催された。
- (44) 『横浜貿易新報』一九三四年四月二日。
- (45) 『東京朝日新聞』、『横浜貿易新報』一九三四年四月一三日。

- (46) 『読売新聞』〔横浜版〕一九三四年四月一三日。
- (47) 鷹野啓次郎「家庭風呂の諸考察」〔前掲『浴場評論』〕。
- (48) 『横浜貿易新報』一九三五年三月三日。なお、神奈川県は中助松や高橋長治の有力な支持基盤だったと推察できる。この点は県会議事録や請願書等の分析を含め、改めて別稿で論じたい。
- (49) 一九三四年三月二七日、県令第一九号。
- (50) 『読売新聞』〔神奈川県版〕、『横浜貿易新報』一九三五年六月五日。
- (51) 『横浜貿易新報』一九三七年二月二五日。
- (52) 「軍国美談の主人公安西君の華を語る」〔前掲『浴場評論』〕。
- (53) 前掲「横浜銭湯の大正・昭和史」。
- (54) 『横浜貿易新報』一九三七年八月一日。
- (55) 『横浜貿易新報』一九三七年八月四日。
- (56) 『横浜貿易新報』一九三八年二月四日。
- (57) 『横浜貿易新報』一九三九年八月二三日。
- (58) 『横浜貿易新報』一九四〇年二月二三日。
- (59) 『神奈川新聞』一九四三年二月二五日。
- (60) 『神奈川新聞』一九四三年三月一日、一八日。
- (61) 『神奈川新聞』一九四四年二月二八日。
- (62) 空襲の詳細は今井清一『大空襲五月二九日―第二次大戦と横浜』〔有隣堂、一九八一年〕を参照。
- (63) 『神奈川新聞』一九四五年二月二八日。
- (64) 「昭和二十三年一月現在 神奈川県浴場協同商業組合浴場名簿」〔温泉関係既決編（三冊の二）所収、神奈川県立公文書館所蔵、請求番号・BH六一五三三〕。
- (65) 一九四四年二月二八日付の『神奈川新聞』は鶴見の浴場数を約八〇軒と報じている。